

春の全国火災予防運動

「いま一度気持ちを引き締めて」

3月1日(金)から7日(木)まで、春の全国火災予防運動が行われます。

昨年内で発生した63件の火災のうち、26件が建物火災です。春は冬に比べストーブなどの火気の使用が少なくなるにもかかわらず

らず、冬と同じくらい多くの火災が発生します。これは、寒気が緩むため火気に対する注意がゆるやかになるうえ、春一番など強い風が吹き空気が乾燥しやすいからです。いま一度気持ちを引き締めて防火に心掛けたいものです。

市消防本部では火災予防運動期間に合わせて、次の行事を行います。

一般家庭の防火診断

火災予防運動期間中に消防職員が家庭を訪問して、ガス器具や暖房器具などの火気使用が適切かどうかの診断および防火の相談を行います。今回対象となる地区は次のとおりです。

- 並木町の一部：成田消防署
- 大室・土室：飯岡分署
- 新駒井野・駒井野・取香・天神峰・東峰・木の根：三里塚消防署



小さな不始末が大火事に(平成12年「消防白書」より転載)

- 橋賀台2丁目・美郷台2丁目：赤坂消防署

なお、防火診断に訪問する職員は、名札と腕章を付け身分証明書を携帯しています。

住宅防火対策展

建物出火の中では住宅から発生した火災が最も多く、住宅火災による死者は建物火災における死者のおおむね9割を占めています。

住宅防火対策の重要性を理解してもらつため、パンフレットや住宅用スプリンクラー設備、住宅用火災警報器、防災物品などの住宅防火に関する展示会を、3月1日(金)から7日(木)まで市役所1階ロビーで開催します。

火の用心7つのポイント

- 1、家の周りに燃えやすいものを置かない。
- 2、寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 3、天ぷらなどを揚げるときはその場を離れない。
- 4、風の強いときは、たき火をしない。
- 5、子どもには、マッチやライターで遊ばせない。
- 6、電気器具は正しく使い、タコ



足配線はしない。
7、ストーブには燃えやすいものを近づけない。

火災予防運動期間中の防火相談は、消防本部予防課または最寄りの消防署へ。

消防本部予防課	☎ 20 1591
成田消防署	☎ 20 1594
飯岡分署	☎ 36 0119
三里塚消防署	☎ 35 1007
赤坂消防署	☎ 26 3210

教育資金に利子補給

「国の教育ローン」を受けている人に

市では「国の教育ローン」の融資を受け、高校・大学などに入学または在学している人や、その親族に在学期間中(最長7年間)の

利子の半額を補給します。

利子補給条件 金融機関から「国の教育ローン」の融資を受けた次の2つの条件に該当する人
市内に1年以上住んでいる人
市税を完納している人

利子補給の期間 交付決定された月から、在学期間(留年した年数は除く)

申請に必要なもの 返済予定表
住民票(世帯全員が記入されたもの)の写し、市税納税証明書
印かん、在学または入学を証明できるもの

申請方法などくわしくは教育総務課(☎ 20 1580)へ。

今月の納税

固定資産税・都市計画税(第4期分)

納期...2月16日(土)~28日(木)
くわしくは資産税課(☎ 20 1514)へ。

国民健康保険税(第8期分)

介護保険料(第8期分)
納期...2月16日(土)~28日(木)
くわしくは保険年金課(☎ 20 1526)へ。

相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談

21日(木) 10時～3時

不動産相談 19日(火) 10時～正午

税務相談 19日(火) 10時～3時

外国人相談

28日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

26日(火) 9時～4時

市民よろず相談

16日(土) 1時～4時 会場 成田公民館

工商観光課(電話は各相談場所へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 3月14日(木) 10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 3月5日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(☎20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 21日(木) 9時～正午

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 25日(月) 10時～3時

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

申告会場

受け付け期間	会場
市・県民税の申告 2月1日(金) 3月15日(金)	市・県民税の申告 ...市役所6階中会議室 (2月15日は税務課で受け付け)
所得税の確定申告 2月18日(月) 3月15日(金)	所得税の確定申告 ...市役所6階中会議室 または成田税務署
2月26日(火)	中郷公民館
2月27日(水)	八生公民館
2月28日(木)	公津公民館
3月1日(金)	遠山公民館
3月5日(火)	中央公民館
3月6日(水)	豊住公民館
3月7日(木)	久住公民館

市・県民税の申告は2月1日(金)から 所得税の確定申告は2月18日(月)から3月15日(金)まで(土・日曜日を除く)受け付けが行われます。

また、各地区での受け付けは左表の日程で行われます。
市・県民税の申告
18日から受付会場が変わります
2月1日から税務課(市役所2

受け付けは来月15日まで

市・県民税の申告と所得税の確定申告

階)で受け付けを始めていますが、18日からは、市役所6階の中会議室に会場が変更になります。
農業所得のある人は、2月18日(月)から申告してください。

所得税の確定申告

成田税務署または市役所6階の中会議室で受け付けます。
ただし、次に該当する人は、成田税務署でお願いします。

- 分離課税となる譲渡所得のある人
- 事業収入、不動産収入が500万円以上の人
- 青色申告をする人

受け付け方法

各会場の受付で番号札をお渡しします。順番が来るまでお待ちください。また、申告書の自作成コーナーを設けますのでぜひご利用ください。

受付時間は午前9時から正午、午後1時から5時です(ただし、公民館での受け付けは午後4時までです)。

住宅を建設・購入した人に

5年間、市で利子補給
市では、住宅金融公庫から資金を借り入れて、市内に住宅を建設または購入した場合、次の条件で利子の補給をしています。

なお、金融公庫でも、年金融資・財形融資・リフォーム融資は対象になりません。
対象は市町村税を完納しており

次のいずれかにあてはまる人
○ 給与所得だけの人は、金消費契約前年の合計収入額が800万円以下であること

○ 給与以外の所得がある人は、金消費契約前年の合計所得額が600万円以下であること

○ 申込期間は金融公庫との金消費契約後6カ月以内(やむを得ない理由がある場合は1年以内)

○ 利子補給率は契約当初の金利よりも2% (ただし1%を限度)
○ 利子補給額は年末融資残高(1,000万円を限度) × 利子補給率(5年間利子補給で、最高額合計50万円)

○ くわしくは管轄課(☎20152)へ。